

## 鳥取県公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会

(看護職員修学資金管理事務デジタル化事業プロポーザル審査会) 運営要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（看護職員修学資金管理事務デジタル化事業プロポーザル審査会）（以下「審査会」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

### (審議する事項)

第2条 審査会は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき設置されるものであり、次の事項を審議する。

- (1) 看護職員修学資金管理システム構築・運用保守業務に係る調達の仕様及び企画提案書を評価するための評価基準
- (2) 看護職員修学資金管理システム構築・運用保守業務に係る企画提案書の評価及び提案の順位の決定

### (委員)

第3条 委員は、その審議する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、鳥取県知事が任命する。  
2 委員の任期は、任命した日から令和6年7月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長)

第4条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、評価審査会を代表する。
- 3 会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

### (審査会)

第5条 審査会は、鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課長が招集し、会長が議長となる。

- 2 委員の過半数の出席がなければ、審査会を開くことができない。
- 3 審査会の議決は、出席数の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

### (秘密の保持)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。なお、委員を辞した後も同様とする。

### (庶務)

第7条 審査会の庶務は、鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課において行う。

### 附 則

この要綱は、令和6年3月15日から施行する。